2025年12月2日以降 保険証の利用ができません

以下3点いずれかをお持ちください

- 資格確認書
- ・マイナンバーカード
- ・マイナンバーカード+資格情報のお知らせ (※資格情報のお知らせのみは利用できません)

注意

・国民健康保険の方は当院のシステムにより、受給資格の確認をとることができれば、保険診療が可能です。

(2026年3月31日までの暫定的な対応です。4月1日以降は 上記3点のいずれかが必要です)

ただし、次回上記3点のいずれかを確認させていただきま ま

す。 ・社会保険の方は健康保険証を持参された場合は保険対応 不可のため、全額自費とします。

後日領収書と保険確認できるものをお持ちいただければ返 金が可能です。

立川南口耳鼻咽喉科